書類番号 5

令和8年
夏の交通事故防止運動
横浜市実施要綱

目　　的

夏のレジャーなどに起因する過労運転や、夏特有の解放感による無謀運転などにより交通事故が多発することが懸念されることから、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

期　　間

７月11日（土）～７月20日（月）

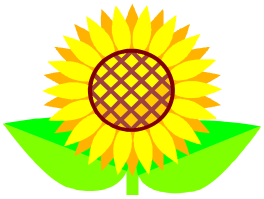

スローガン

交通ルールを守って 夏を楽しく安全に

重　　点

1 安全運転意識の向上
2 こどもや高齢者を始めとする歩行者の安全確保
3 飲酒運転の根絶

横浜市交通安全キャラクター
ルール

◇◇◇令和７年中　市内区別・法令違反別件数（第一当事者）◇◇◇

	最高速度	歩行者妨害	追越し	信号無視	酒酔い	通行区分	一時不停止	前方不注意	安全不確認	優先通行妨害	操作不適	動静不注視	交差点安全	その他の違反	歩行者の違反	対象外当事者	合計
鶴見	0	54	2	16	0	2	11	72	99	18	24	45	109	20	3	15	490
神奈川	2	35	2	22	0	2	2	54	90	17	23	31	89	25	1	9	404
西	0	24	1	12	1	1	4	30	51	5	24	16	54	21	2	8	254
中	0	36	0	25	0	0	7	37	103	6	20	51	73	27	2	16	403
南	0	38	2	12	0	6	34	50	58	27	25	34	67	38	2	15	408
港南	1	47	0	13	0	4	10	33	63	13	15	18	65	13	0	4	299
保土ケ谷	1	29	0	9	0	1	2	59	94	13	32	32	67	15	5	10	369
旭	0	33	0	11	0	6	7	41	169	17	39	46	111	21	1	19	521
磯子	0	17	0	3	0	1	4	26	80	6	21	26	57	19	1	6	267
金沢	2	42	0	24	0	2	8	59	94	11	27	28	87	6	0	3	393
港北	2	38	0	10	0	5	9	70	93	55	37	61	125	39	2	22	568
緑	2	55	0	6	0	6	5	58	106	17	35	77	86	26	2	14	495
青葉	3	72	2	21	0	6	14	86	87	48	31	52	153	25	2	14	616
都筑	0	44	0	30	1	0	1	52	106	10	33	37	85	14	0	5	418
戸塚	0	58	0	19	0	4	4	87	136	18	34	61	130	15	1	12	579
栄	0	15	1	2	0	5	3	17	28	4	8	27	29	12	0	1	152
泉	0	43	1	7	0	4	27	35	51	46	26	23	52	45	0	7	367
瀬谷	1	23	1	8	0	2	7	30	41	8	13	15	71	11	0	6	237
合計	14	703	12	250	2	57	159	896	1,549	339	467	680	1,510	392	24	186	7,240

横浜市交通安全対策協議会

各機関･団体の主な取組

共通事項

1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
2 関係機関・団体の職員等に、この運動について周知を図ります。

横浜市

1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体と連携した運動を推進します。
2 各種メディアを活用して、運動の周知と交通安全のための広報啓発を推進します。
3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。

警察

1 悪質性・危険性の高い交通違反の指導取締りを強化します 。
2 こどもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街頭活動を強力に推進します。
3 高齢運転者に対する運転講習会や夏休みを 控えたこどもに対する交通安全教室などの交通安全教育を推進します。
4 反射材の視認効果や、有効な使用方法等の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。
5 関係機関に交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に即応した交通事故防止活動を推進します。
6 交通情報板などを活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進

交通安全協会等交通安全団体

1 キャンペーンなどの開催を通じて、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
2 交通指導員や各種団体構成員による見守り活動で 、「交通安全ひとこえ運動」を推進します。

教育関係

1 夏休みを迎えるにあたり、夏特有の解放感が交通事故につながらないよう、具体的な交通事故事例の紹介などによる交通安全教育を推進します。
2 自転車・二輪車の安全利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
2 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

1 レジャーや帰省などで長距離ドライブをするときは、過労運転にならないよう無理のない計画を立てましょう。
2 自動車運転中にこどもや高齢の歩行者・自転車利用者を見かけたら、減速・徐行・一時停止するなど、思いやりのある運転を心がけしましょう。
3 家族・周囲に運転に不安を感じている方がいる場合は、運転適性相談や運転免許自主返納について話し合いましょう。
4 警報機が鳴ったら、絶対に踏切に入らないようにしましょう。
5 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。
6 関係機関・団体と連携を密にして、地域ぐるみで自転車・二輪車のマナーアップと交通ルールの遵守気運を高めましょう。

横浜市交通安全対策協議会
（事務局）横浜市道路・交通政策局道路政策課
電話０４５（６７１）２３２３